

河 畔 林 の 伐 採 に つ い て

河川敷地内にある立木を伐採する場合は、
河川法第27条（土地の掘削等の許可）の規定に基づき、河川管理者の許可を受けなければなりません。

ただし、採取※1を目的としない竹木の伐採は、河川法施行令で定める河川区域内の土地における軽易な行為にあたるため、基本的には許可を要しませんが、河川区域内で作業が伴うものであり、他の法令に触れる場合もありますので、河川管理者に、事前に連絡・相談をお願いします。

また、樹木採取を目的とする公募型樹木採取試行の応募も随時おこなっています。詳細は、下記の連絡先にご相談ください。

※1「採取」とは、土石等を自己の物とする目的をもって河川から分離する行為です。

畑の日当たりの改善のためなど、河川区域内から持ち出さない伐採は採取に当たりません。

【連絡先】

オホーツク総合振興局網走建設管理部

維持管理課	河川管理係	TEL 0152-41-0725	網走市北7条西3丁目
事業課	施設保全室	TEL 0152-41-0738	網走市北7条西3丁目
北見出張所	施設保全室	TEL 0157-25-7311	北見市緑ヶ丘3丁目1-14
紋別出張所	施設保全室	TEL 0158-24-2196	紋別市新生39-42
斜里出張所	施設保全室	TEL 0152-23-3141	斜里町文光町18
遠軽出張所	施設保全室	TEL 0158-42-3165	遠軽町福路1丁目
興部出張所	施設保全室	TEL 0158-82-2115	興部町字興部108

【参考】根拠法令

●庭石・玉石・栗石・砂利・砂及び土の採取については全て許可の対象

土砂（庭石、玉石、栗石、砂利、砂、土）竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、ジュン菜

その他の河川の産出物についても「河川区域内の土地において土石雜阿木の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も同様とする」

玉石とは直径30cm以下のものをいうので、これを越える岩塊は、岩石として採石法の適用を受ける。

○河川法第27条（土地の掘削等の許可）

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

○河川法施行令

河川区域における土地の掘削等で許可を要しないもの

法第27条第1項ただし書の政令で定める軽易な行為

- ① 河川管理施設の敷地から十メートル（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれことなる距離を指定した場合には、当該距離）以上離れた土地における耕耘
- ② 法第26条第1項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能を維持するために行う取水口又は排水口の附近に積もった土砂等の排除
- ③ 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採
- ④ 前三号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

上記④により指定した行為

河川管理者の許可を受けることを要しない河川区域内の土地における行為

（昭和40年4月1日 告示第706号）

河川法施行令第16条第1項第2号の規定により、指定区間内の一級河川及び二級河川の河川区域内の土地における行為で、河川管理者の許可を受けることを要しない軽易なものを次のように指定する。

- 1 河川法第26条の許可を受けて設置した工作物の取水又は排水に係る機能を維持する目体で行う取水口又は排水口附近のしゅんせつ
- 2 竹木の伐採